

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（職務過重化の是正を求める等4要求書特集号） 2024年3月1日 NO.664

3月1日に4つの要求書を都教委に提出しました。学校事務職員の抱えている諸問題に関して、要求書に取りまとめ、事務職員の声を都教委に届ける取り組みを行っています。

事務職員の職務過重化の是正を求める要求書 時間外勤務をしたら手当を支払うことは当然

学校の働き方改革の名目で各種調査事務、給食費や教材費徴収・支払い等の業務を事務職員に押し付けている実態が見られます。この状態は事務職員本来の業務遂行を妨げになるばかりでなく、恒常的超過勤務による身体的・精神的疲労により休職に追い込まれることがあります。超過勤務手当の予算が少額のため早々に予算を消化してしまい、正当な超過勤務手当が支払われないサービス残業が常態化しかねません。

- 1, 事務職員の職務範囲は、勤務時間内で処理できる範囲以内のものとする。
- 2, やむを得ず超過勤務を行った場合は、事前命令・事後確認の原則に徹底し、全額支給を行い、不払い（未払い）残業をなくすこと。
- 3, 学校徴収金の徴収・管理を「基本的には学校・教師の本来の業務ではなく」「地方公共団体の業務」（文部科学省）つまり公会計化とすること。

不当な扱いの是正を求める要求書

1. 人事異動内示情報について

「4月1日付発令通知一覧表（学校・学校経営支援センター）」（旧所属順・新所属所）及び「3月31日付退職発令（学校・学校経営支援センター）」について、地教委から小中学校事務職員に対して、PDF等で直接かつ確実に配布されるよう、地教委に要請することを要求する。また、都教委事務局及び全庁の発令通知について、今般運用を開始した都教委情報共有掲示板「都コム」の活用などにより、小中学校事務職員も都教委等職員と同等に入手が可能になるよう要求する。

2. 都庁本庁舎への入退庁について

小中学校事務職員は区市町村（立学校）職員であり、東京都職員カードは交付されない。そのため、都庁本庁舎の入退庁は、一般来庁者と同じ手続きを要し煩雑である。

庁舎管理者が都教委でないのは承知しているが、小中学校事務職員は公立共済手続等で来庁する機会が多く、簡易な手続き（区市町村立学校の職員証の呈示による来庁者IDカードの貸与など）で入退庁を可能とするよう、庁舎管理者への働きかけを要求する。

3. メンタルヘルス対策について

都教委が、小中学校事務職員のメンタルヘルス対策について、都教委職員等と同等に「教育庁メンタルヘルス相談室」や「職場復帰プログラム」を実施していることは承知しているが、小中学校事務職員がいわゆる一人職場の環境であることを考慮し、任命権者として安全配慮の面から、業務面も含めたメンタルヘルス対策をより向上するよう要求する。

学校給食費の完全無償化を求める要求書

子どもの貧困、教育格差の解消を求めます

—昨年9月7日、葛飾区長が区内小中学校の給食費の完全無償化を表明し、それ以降、23区では無償化の動きが加速され、来年度4月には23区すべてで実施されようとしています。多摩地区にも波及し、従来の1町4村に加え、3市が実施し、さらに増えていくものと予測されます。物価の高騰で負担が増えている子育て世帯を支援することが目的とされています。

東京都では、来年度から小中学校の給食費を2分の1支援する方針を決定しました。239億円を予算計上し、自治体に負担軽減を促すことがねらいとされています。東京都内の小中学校に通う児童・生徒は約83万3千人です。都立学校の特別支援学校などについても、東京都が全額負担して、学校給食費を無償化し、当初予算案に20億円を計上しました。約2万3千人が対象です。

憲法第26条第2項には、「義務教育は、これを無償とする」とあります。この理念を実現するため、学校給食費を始めとする学校徴収金（他に教材費や修学旅行費など）の無償化に向けた取り組みを開始することが必要です。

1. 東京都として、区市町村の学校給食費の無償化の財政支援（補助金）を行うこと。2分の1補助ではなく、全額補助とすること。
2. 東京都として、国に学校給食費の完全無償化に必要な学校給食法の改正と財政措置（地方交付税や補助金等の財政支援）を要望すること。学校給食法第11条第2項では、給食食材費は「保護者の負担」とされています。財源は、4,400億円ほどあれば実現できるそうです。

給食費の公会計化・適法化を求める要求書

教職員の労働条件の問題と法令の遵守の問題

学校給食法が施行されたのちも、昭和32年当時の文部省は行政実例で「歳入処理をしなくてもよい」「出納員でない校長が給食費を取り集め、これを管理するのは差し支えない」との判断をしました。この行政実例が根拠となって私費会計が続いています。すでに半世紀以上が経ち、包括外部監査等でコンプライアンスに基づく見直しを求める指摘が続いています。半世紀前の行政実例を根拠とするのは時代錯誤と言えます。小規模校でも1年間の給食費は3千万を超えます。出納員でない校長が給食費を扱い起きてしまった会計事故も多くあります。給食費の保護者負担軽減を目的とした「無償化」が急増していますが、公会計の状態では公費が投入されるのとは違い、私費会計のまま公費が投入されると学校現場はかなり混乱します。「無償化」の政策内容によっては学校業務は倍増します。

公会計化の効果として、教職員の負担軽減・給食費管理の透明性の向上・徴収における公平性の確保・学校給食の安定的な実施などがあります。公教育の無償化実現に向けたステップとして、当面は、教育費の財源確保、無償化を視野に入れた給食費の公会計化、学校徴収金の会計処理制度の適正化を求めます。

1. 東京都として文部科学省の通知にある公会計化を推進すること。